

終 了 決 定

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2024-016,017

申立人 1 : X1

申立人 2 : X2

申立人ら代理人 : 弁護士 小関 眞

被申立人 : 公益財団法人日本学生野球協会 (Y)

主 文

1. 本件スポーツ仲裁手続を終了する。
2. 各事案の仲裁申立料金 55,000 円は、各申立人の負担とする。

理 由

第 1 当事者の求めた仲裁判断

1 申立人

(1) 被申立人が X1 に対して 2024 年 9 月 6 日付で行った 2024 年 9 月 7 日を開始日とする無期限の謹慎処分を取り消す。

(2) 被申立人が X2 に対して 2024 年 6 月 21 日付で行った 2024 年 9 月 7 日から 2026 年 9 月 6 日までの謹慎処分を取り消す。

2 被申立人

(1) 本案前の答弁

本件仲裁手続を終了させる。

(2) 本案の答弁

ア 申立人らの請求をいずれも棄却する。

イ 仲裁申立料金は、申立人らの負担とする。

第 2 事案の概要

本件は、2024 年 9 月 6 日付で被申立人の審査室が行った A 高等学校（以下「本件高校」という）の学校長である X1 を 2024 年 9 月 7 日から無期限の謹慎処分とする旨の決定（以下「本件決定 1」という）、及び、2024 年 6 月 21 日付で被申立人の審査室が行った同校の野球部監督である X2 を 2024 年 9 月 7 日から 2026 年 9 月 6 日までの謹慎処分とする旨の決定

(以下「本件決定 2」という)について、申立人らが取消しを求めたところ、被申立人が当事者間には仲裁合意が存在しないとして仲裁手続の終了を求めたものである。

第3 決定の前提となる事実

1 当事者

- (1) X1 は、本件高校の学校長である。
- (2) X2 は、本件高校の野球部監督である。
- (3) 被申立人は、日本学生野球憲章に基づき大学野球及び高等学校野球の健全な発達に寄与する活動を行う公益財団法人である。

2 本件紛争の概要

当事者が提出した申立書・答弁書によると、本件において争いのない事実は以下の通りである(被申立人による本案前の抗弁についての判断に必要と考えられる範囲の事実のみを記載している)。

(1) 2023 年 8 月 28 日、本件高校の野球部員から B 県高等学校野球連盟(以下「本件連盟」という)の事務局に対して、「野球部監督・コーチから暴言を受けている」との電話があったことを端緒として、本件高校と本件連盟や B 県ふるさと振興部学事振興課との間で事実関係に関する調査等についてのやり取りが行われた。

(2) その後のやり取りを経て、公益財団法人日本高等学校野球連盟(以下「高野連」という)は被申立人に対して X1 についての処分を請求し、2024 年 4 月 9 日、被申立人の審査室(以下「審査室」という)は X1 に対して 2024 年 4 月 10 日から 2024 年 5 月 24 日までの謹慎処分(以下「本件処分 1」という)を行った(甲資料 22)。

(3) 被申立人の定める「審査室の処分決定に対する不服申立に関する規則」(以下「本件規則」という)によれば、審査室により処分決定を受けた者は、処分決定の通知を受けた日から 6 か月以内に審査室に対して不服申立書を提出することにより不服申立をすることができる(本件規則第 7 条、第 8 条)。

(4) 2024 年 5 月 12 日、X1 は本件処分 1 に対して不服申立を行ったが、同月 24 日、審査室は不服申立を棄却した(甲資料 24)。

(5) 2024 年 5 月 24 日、審査室は、高野連の請求を受けて、X1 に対して 2024 年 5 月 25 日から 2024 年 9 月 6 日までの謹慎処分(本件処分 2)を、X2 に対して 2024 年 5 月 25 日から 2024 年 9 月 6 日までの謹慎処分(本件処分 3)を行った(甲資料 25、26)。

(6) 2024 年 6 月 21 日、審査室は、高野連の請求を受けて、X2 に対して本件決定 2 を行った(甲資料 29)。

(7) 2024 年 9 月 6 日、審査室は、高野連の請求を受けて、X1 に対して本件決定 1 を行った(甲資料 40)。

(8) 申立人らは、2025 年 1 月 15 日、本件決定 1 及び本件決定 2 の取消しを求めて、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「機構」という)に対して仲裁申立てを行った。

3. 本件紛争に係る機構の仲裁権限を巡る争い

(1) 日本学生野球憲章（以下「憲章」という）第31条第1項は、「審査室の処分決定を受けた者は、当該処分決定に対して、日本学生野球協会が定めた規則に従い審査室に不服申立ができる」と規定し、同条第2項は、「前項の不服申立に対する審査室の決定になお不服がある場合には、不服を申立てた者は日本スポーツ仲裁機構に対して前項の審査室の行った決定の取り消しを求めて仲裁の申立ができる。」と定める（以下「本件条項」という）。なお、被申立人は、審査室の処分決定に対する不服申立の手続について、「審査室の処分決定に対する不服申立に関する規則」を定めている。

(2) 申立人らは、申立てにあたり、本件条項第2項が本件における自動応諾条項であると主張したが、被申立人は答弁書において、本案前の抗弁として、本件条項第2項が対象としているのは、憲章第29条第1項（処分に関しては独立、公正、中立な組織である審査室が決定を行う旨を規定する）による審査室の処分決定を受けた者が本件条項第1項及び「審査室の処分決定に対する不服申立に関する規則」に基づく不服申立を行い、審査室がこの不服申立に対して行った決定であるが、申立人らは本件決定1及び本件決定2について審査室に対する不服申立を行っておらず、本件決定1及び本件決定2は憲章第29条第1項に定める審査室の決定であるのであるから、本件条項第2項の自動応諾条項の対象にはならず、当事者間に仲裁合意は存在しない、と主張し、本件手続の終了を求めた。

(3) 仲裁合意の存否が争いとなったことから、本件仲裁パネルは2025年6月4日付のパネル決定(3)において、①本案についての審理の前に仲裁合意の存否について判断するのが適当である、②仲裁合意の存否については当事者から提出された主張書面と書証により判断することができ、審問を開催したり、証人尋問を行ったりする必要はない、との考えを示した。当事者からは上記①②の点に対する異議は示されなかった。

(4) 申立人らは、以下のように述べて、申立人らによる機構に対する仲裁申立てが認められるべきであり、仲裁手続を継続すべきであると主張した。

- ① 本件決定は審査室が行った決定であり、申立人らは本件条項第2項に基づき仲裁の申立ができる。
- ② 本件条項の文言からは、機構に対する仲裁申立てができる場合を、審査室の処分決定に対する不服申立に対する審査室の決定に限るといった趣旨を読み取ることはできず、本件決定1及び本件決定2のような審査室の処分決定についても本件条項を根拠に機構に対する仲裁申立ができる。
- ③ 本件条項に関する一般的解釈がどのようなものか明らかになっていない状況では、公的機関に準じる被申立人としては、機構での仲裁手続に応じるべきである。
- ④ スポーツ仲裁制度は、スポーツ界の紛争を解決するために、裁判所ではなく、スポーツ界の専門家が仲裁人となり、当事者間の紛争を解決する制度であり、競技者と競技団体とが敵対し合うのではなく、あくまでも争いを円滑・円満に解決することをその目的としており、仲裁の相手方となる競技団体にとっても有用な制度とされているのであるから、仲裁手続の要件は厳格である必要はなく、むしろより広く認めるべきである。
- ⑤ 本件の被申立人が日本学生野球協会という巨大な団体であること、また、本件の根拠となっている日本学生野球憲章自体が独占禁止法上問題となっていること、そして、本件

申立人らが個人であり、同人が野球競技に関われないという事態は同人らの人権問題とも言いえることからすると、本件においては仲裁手続の続行が認められるべきである。

(5) これに対して、被申立人は、以下のように主張して仲裁合意は存在しないと主張した。

- ① 本件条項第 2 項が、審査室の処分決定に対する不服申立に対する審査室の決定に対象を限っていることは一義的に明白である。
- ② 本件条項における不服申立ての仕組みは、2010 年に日本学生野球憲章を改正した際に、簡易迅速な審理の要請と処分対象者の手続保障の要請に応えるため、行政処分に対する行政不服手続や刑事手続における略式命令に対する正式裁判請求手続に類似する 2 段階の不服申立手続として採用したものであり、X1 は本件処分 1 に対して本件条項第 1 項に基づく不服申立を行っている。
- ③ 機構における過去の仲裁判断では、「日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は、国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または④国内スポーツ連盟の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである」との規範が示されているが、本件仲裁申立に本件条項第 2 項に基づく仲裁合意が及ばないことは、①から④のいずれの判断基準に照らしても問題ない。
- ④ 被申立人は学生野球を統括する中央競技団体としてスポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）」を遵守し、被申立人の憲章や規則等に基づき運営しており、自ら定めた憲章や規則に反する行為をする予定はない。
- ⑤ 憲章や規則は処分対象者に対して十分な手続保障をしている。

第 4 本スポーツ仲裁パネルの判断

- (1) 一般に、仲裁は、当事者の合意に基づき、紛争を第三者である仲裁人による判断に委ねる制度であり、紛争を仲裁に委ねることについての当事者の合意が存在することが手続を開始する前提となる紛争解決制度である。このように仲裁は仲裁合意の存在を基礎とする紛争解決手続であるがゆえに、仲裁合意が存在しないにも関わらずなされた仲裁判断は取消しの対象となり得る（仲裁法第 44 条第 1 号から第 3 号参照）。
- (2) 仲裁合意の存在を手続の基礎とすることは機構の仲裁についても同様であり、機構のスポーツ仲裁規則第 2 条第 2 項も、「この規則による仲裁をするには、申立人と被申立人との間に、申立てに係る紛争をスポーツ仲裁パネルに付託する旨の合意がなければならない。仲裁合意は書面その他意思を明確に示す方法でなければならない。」と規定する。
- (3) そこで、本件条項を見ると、機構に対する仲裁の申立ての対象となる決定は、「前項（注：憲章第 31 条第 1 項）の不服申立に対する審査室の決定」であって、本件決定 1 及び本

件決定 2 のような謹慎等の処分を命じる審査室の決定自体は対象とされていない。この点について、申立人らは、本件条項に関する一般的解釈がどのようなものか明らかになっていないと主張するが、本件条項が上記のように解されることは、本件条項の文言から明らかである。

- (4) 従って、本件においては本件紛争を機構の仲裁の対象とする自動応諾条項は存在せず、また、その他に申立人らと被申立人との間に個別の仲裁合意は存在しないのであるから、本件においては当事者間に仲裁合意は存在しないと言わざるを得ない。
- (5) 申立人らは、スポーツ団体の公的性格等を考えるならば、被申立人は仲裁手続に応じるべきである等と主張する。スポーツに関する紛争解決においてスポーツ仲裁が果たしている意義を考えるならば、中央競技団体であるか否かを問わず、より多くのスポーツ団体によってスポーツ仲裁に関する自動応諾条項が採択され、スポーツに関する紛争の中立・公正な解決のためにスポーツ仲裁を利用し得る環境が整えられることが望ましい。この点は、スポーツ基本法第 15 条が、「国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする」としていることによっても裏付けられる。
- (6) しかし、実際に仲裁合意をするかどうか、仲裁合意をするとしてもどのような紛争について仲裁合意をするかは、スポーツ団体の意思に委ねられるべきものであり、スポーツ団体が自動応諾条項を通じて予め仲裁手続の利用について同意している、あるいは、個別の合意により仲裁手続の利用に同意している等の事情がないにも関わらず仲裁手続を行うことは、当事者の合意を基礎とする仲裁手続の根幹に反するものであり許されない。
- (7) 機構のスポーツ仲裁規則第 40 条第 1 項は、スポーツ仲裁パネルは、手続の続行が不可能であるとして打切るべきものと認めるときは、審理の終結を決定することができる」と規定する。機構の過去の事案においても、仲裁合意が存在しない場合には手続の続行が不可能であるとして仲裁手続の終了決定を行っている（JSAA-AP-2021-001）。本件においても上記のように当事者間に仲裁合意の存在を認めることができないことから、審理を終了し、同規則第 40 条第 2 項に従い手続終了を宣言する。

以上

2025 年 7 月 7 日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 森下 哲朗

仲裁地 東京

(別紙)

仲裁手続の経過

1. 2025 年 1 月 15 日、申立人らは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」等を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月 23 日、機構は、スポーツ仲裁規則第 14 条第 6 項に基づき、申立人らに対し、仲裁申立書等についての補正を命じた。
3. 同年 2 月 14 日、申立人らは、機構に対し、「仲裁申立書補正書」及び「委任状」を提出した。
4. 同年 3 月 12 日、申立人らは、機構に対し「仲裁申立書補正書その 2」及び修正後の「委任状」を提出した。
5. 同年 3 月 15 日、申立人らは、機構に対し「資料説明書」及び資料 1~14 を提出した。
6. 同年 3 月 19 日、申立人らは、機構に対し「日本学生野球憲章」を提出した。
同日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第 15 条第 1 項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人らの仲裁申立てを受理した。
7. 同月 27 日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「仲裁人選定に関するご連絡」「証拠説明書」及び書証（乙 1~5）を提出した。
同日、機構は、被申立人によりなされた、本件の仲裁人を 1 名とする申し出に関し、「仲裁人選定に関する通知」を両当事者に発出した。
8. 同月 31 日、被申立人は、機構に対し、「仲裁人選定に関する連絡」を提出した。
9. 同年 4 月 2 日、申立人は、機構に対し、本件を担当する仲裁人を 1 名とする被申立人の申し出に合意する旨及び被申立人が選定した候補者を仲裁人とするには合意せず、その他の者を機構が選定することを求める旨を回答した。
10. 同月 4 日、機構は、本権がスポーツ仲裁規則第 22 条第 3 項「当事者の合意により 1 人の仲裁人が選定されるべき場合であって、その仲裁人が特定されていないとき」に該当するものとして、森下哲朗を仲裁人長として選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、森下哲朗は、仲裁人就任を承諾し、森下哲朗を仲裁人長とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
11. 同月 16 日、機構は、仲裁専門事務員として井上毅を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。
12. 同月 17 日、井上毅は、仲裁専門事務員就任を承諾した。
13. 同月 22 日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に対し主張の明確化及び証拠の追完、申立人に対し主張の補充等について、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
14. 同月 25 日、被申立人は、機構に対し、「被申立人主張書面（1）」及び書証（乙 2 差替版）を提出した。
15. 同年 5 月 15 日、申立人は、機構に対し、「被申立人の答弁に対する反論」を提出した。

16. 同月 29 日、本件スポーツ仲裁パネルは、進行協議期日の設定について、「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。
17. 同年 6 月 2 日、被申立人は、機構に対し、「被申立人主張書面（2）」及び書証（乙 6~8）を提出した。
18. 同月 4 日、本件スポーツ仲裁パネルは、日程調整がつかないことから進行協議期日を行わないこと、追って仲裁合意の存否に関する判断を行うこと（審理終結の予告）、主張書面及び証拠を追完する場合同月 12 日正午までに行うことについて、「スポーツ仲裁パネル決定（3）」を行った。
19. 同月 9 日、被申立人は、機構に対し、「被申立人主張書面（3）」を提出した。
20. 同月 12 日、申立人は、機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定（3）・2 について」を提出した。

以上

以上は、終了決定の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 竹下 啓介
(公印省略)